

平成29事務年度における相続税の調査等の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査は、平成27年に発生した相続を中心に、国税局及び税務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定される事案等について実施しました。

実地調査の件数は304件（平成28事務年度277件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は278件（平成28事務年度236件）で、非違割合は91.4%（平成28事務年度85.2%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は75億2,800万円（平成28事務年度59億円）で、実地調査1件当たりでは2,476万円（平成28事務年度2,130万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等25億8,200万円（平成28事務年度26億2,400万円）が最も多く、続いて有価証券11億6,800万円（平成28事務年度6億9,500万円）、土地8億5,600万円（平成28事務年度3億6,400万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は17億7,900万円（平成28事務年度10億3,000万円）で、実地調査1件当たりでは585万円（平成28事務年度372万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

重加算税の賦課件数は43件（平成28事務年度21件）、重加算税の賦課割合は15.5%（平成28事務年度8.9%）となっています。

6 「簡易な接触」による接触件数等

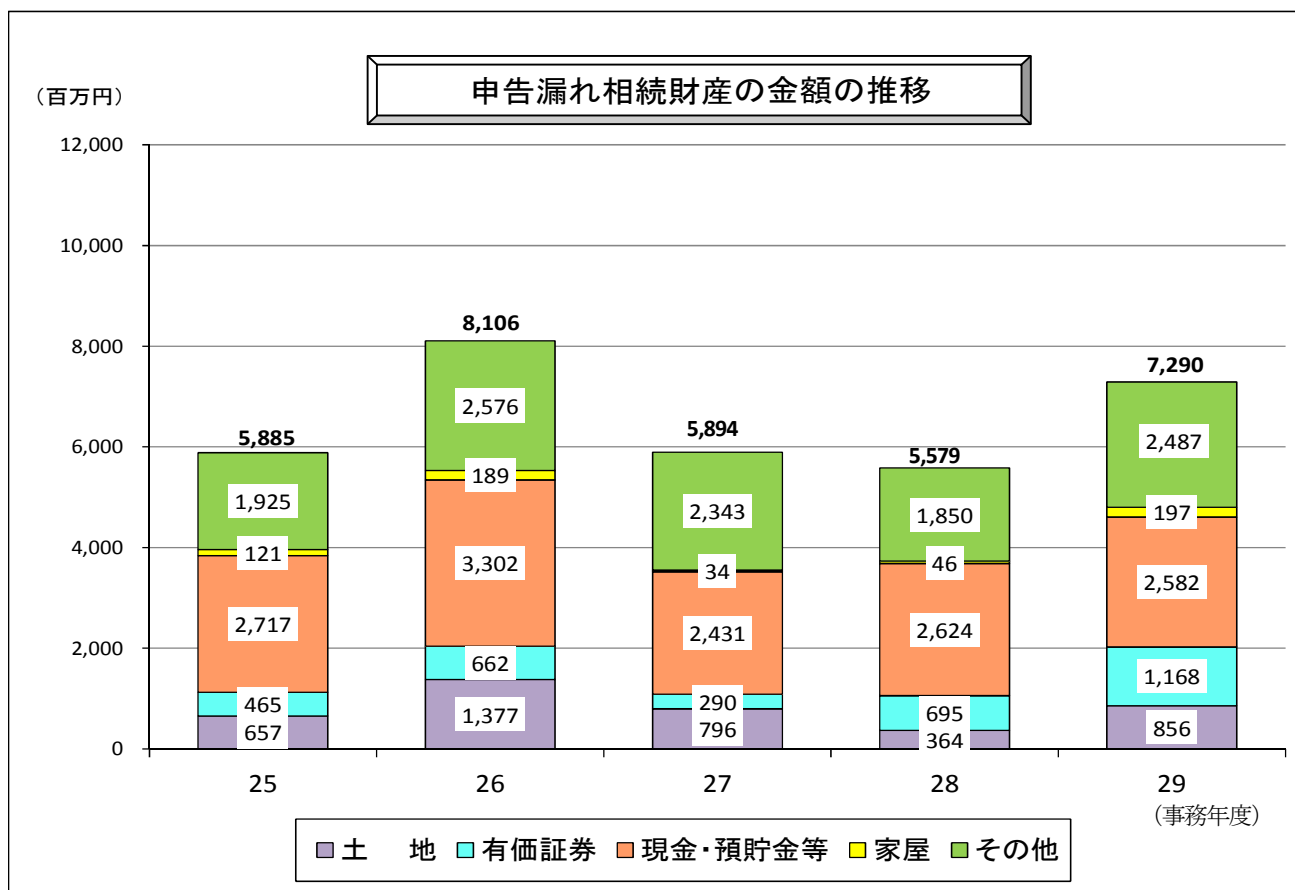
実地調査のほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。平成29事務年度における簡易な接触の件数は279件（平成28事務年度131件）、このうち申告漏れ等の非違及び回答等があった件数は169件（平成28事務年度73件）で、この割合は60.6%（平成28事務年度55.7%）となっています。

相続税の調査事績

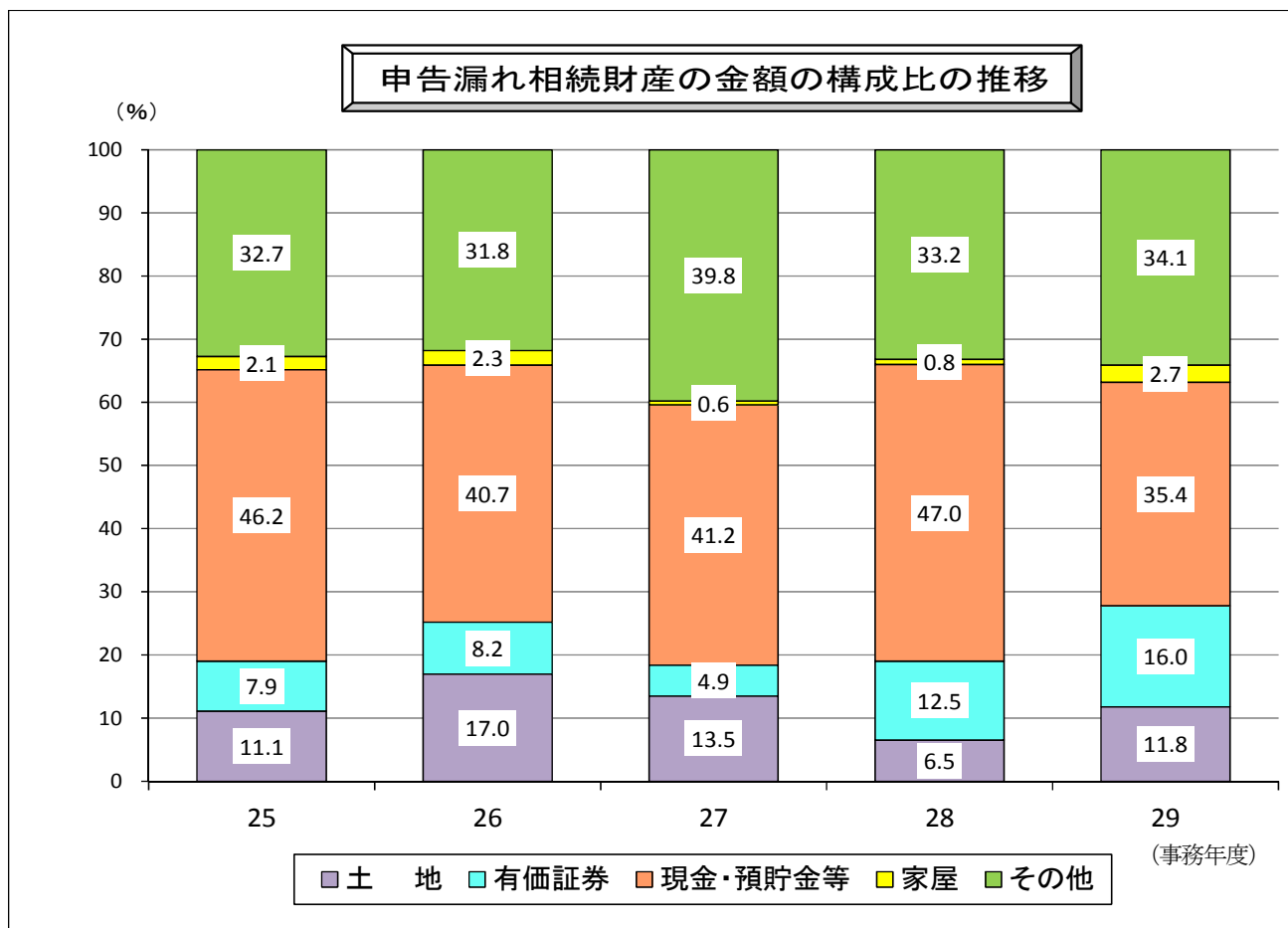
事務年度等		平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 277	件 304	% 109.7
②	申告漏れ等の非違件数	件 236	件 278	% 117.8
③	非違割合 (②/①)	% 85.2	% 91.4	ポイント 6.2
④	重加算税賦課件数	件 21	件 43	% 204.8
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 8.9	% 15.5	ポイント 6.6
⑥	申告漏れ課税価格(※)	百万円 5,900	百万円 7,528	% 127.6
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	百万円 693	百万円 1,542	% 222.5
⑧	追徴 税額	百万円 本税 894	百万円 1,511	% 169.0
⑨		百万円 加算税 135	百万円 269	% 199.3
⑩		百万円 合計 1,030	百万円 1,779	% 172.7
⑪	1 実 件 地 当 地 た 調 り 査	万円 申告漏れ 課税価格(※) (⑥/①) 2,130	万円 2,476	% 116.2
⑫		万円 追徴税額 (⑩/①) 372	万円 585	% 157.3

(※) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。このため、付表1「申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

(付表1)



(付表2)



簡易な接触に係る事績

国税局においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

特に、平成27年1月の相続税基礎控除額の引下げ等により、申告件数が大幅に増加したことも踏まえ、具体的には次のような取組(簡易な接触)を積極的に行っています。

- ・ 保有する資料情報等から相続税の無申告が想定される納税者等に対し、書面照会を行うことによる、自発的な期限後申告書の提出を促す取組。
- ・ 調査すべき問題点が限られている事案に対し、実地に赴かないで、電話や来署依頼による調査を実施し、より効率的に納税者等に接触する取組。

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成28事務年度	平成29事務年度		
①	簡易な接触件数	131 件	279 件	213.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	52 件	76 件	146.2 %	
③	回答等の件数(※)	21 件	93 件	442.9 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数(②+③)	73 件	169 件	231.5 %	
⑤	非違及び回答等の割合(④/①)	55.7 %	60.6 %	4.9 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格	407 百万円	1,086 百万円	266.8 %	
⑦	追徴税額	本税	32 百万円	69 百万円	215.6 %
⑧		加算税	3 百万円	4 百万円	143.3 %
⑨		合計	35 百万円	74 百万円	211.4 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格(⑥/①)	311 万円	389 万円	125.1 %
⑪		追徴税額(⑨/①)	27 万円	26 万円	96.3 %

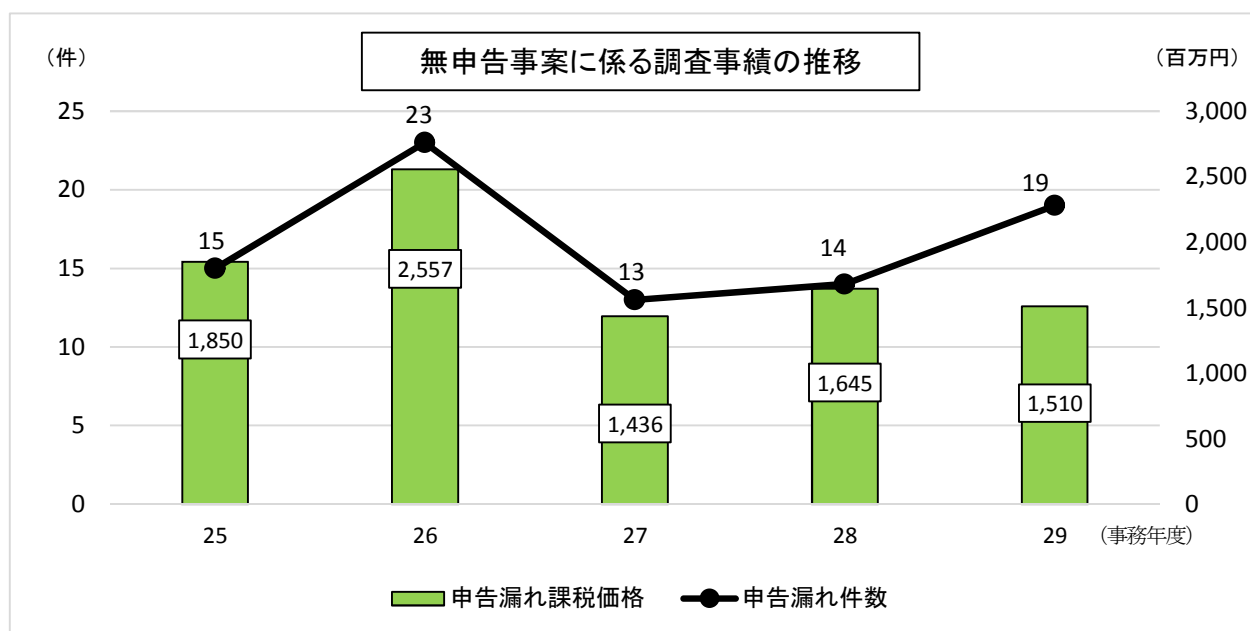
(※) 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

無申告事案に係る調査事績

無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

項目		事務年度等		対前事務年度比	
		平成28事務年度	平成29事務年度		
①	実地調査件数	20 件	21 件	105.0 %	
②	申告漏れ件数	14 件	19 件	135.7 %	
③	非違の割合 (②/①)	70.0 %	90.5 %	20.5 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	1,645 百万円	1,510 百万円	91.8 %	
⑤	追徴税額	本税	87 百万円	60 百万円	69.0 %
⑥		加算税	18 百万円	12 百万円	66.7 %
⑦		合計	106 百万円	72 百万円	67.9 %
⑧	1 実地調査 件当たり	申告漏れ課税価格 (④/①)	8,227 万円	7,189 万円	87.4 %
⑨		追徴税額 (⑦/①)	529 万円	342 万円	64.7 %

(注) 各欄の計数は単位未満を四捨五入してあるので、内訳と合計とは一致しない場合がある。



贈与税に係る調査事績

国税局では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するため、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、本事務年度も積極的に贈与税の調査を実施しています。

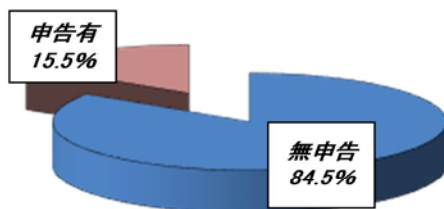
また、納税者の自発的な納税義務の履行支援を目的とした実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

項目		事務年度等		対前事務年度比
		平成28事務年度	平成29事務年度	
①	実地調査件数	95 件	86 件	90.5 %
②	申告漏れ等の非違件数	92 件	84 件	91.3 %
③	申告漏れ課税価格	581 百万円	627 百万円	107.9 %
④	追徴税額	161 百万円	229 百万円	142.2 %
⑤	1 実 件 地 当 た り 調 査 申告漏れ課税価格 (③/①)	612 万円	729 万円	119.1 %
⑥	追徴税額 (④/①)	169 万円	266 万円	157.4 %

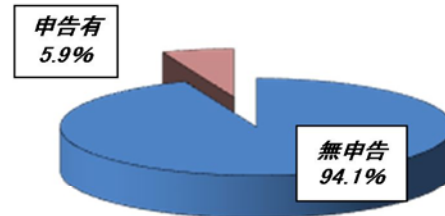
1 調査事績に占める無申告事案の状況(平成29事務年度)

- 国税局では、あらゆる機会を通じて把握した資産保有・移動状況に関する情報を蓄積・活用するなどして、贈与税の無申告事案の積極的な調査に努めています。

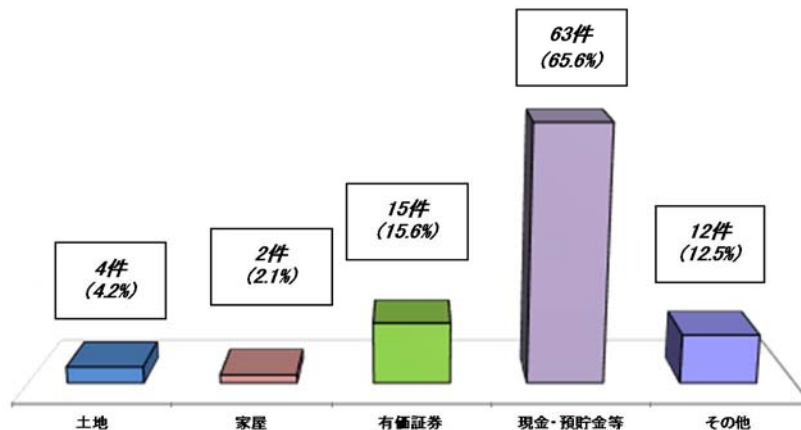
<「申告漏れ等の非違件数」の状況>



<「申告漏れ課税価格」の状況>



2 調査事績に係る財産別非違件数(平成29事務年度)



(注) 各財産の件数は非違件数(延件数)、()内の数値は構成比。